

令和 年 月 日

_____自治会の皆様

_____自治会長

資源物（古紙、古着など）の集団回収のお知らせ

_____自治会では、下記のとおり集団回収を実施します。この取組によって市から交付される報償金(4円/kg)は、当自治会の大切な活動資金となります。皆様のご協力をお願いいたします。

記

1 回収日時 毎月第 週の 曜日 時から 時まで
(雨天の場合：)

2 回収場所 _____

3 回収する資源物

- (1)古紙 ①新聞
②雑誌・その他の古紙（紙箱・紙袋・包装紙など）
③ダンボール
④紙パック
(2)古着・古布

4 回収業者 _____ 電話 () -

5 注意事項

- ・資源物の種類ごとに分別してください(「回収品目ごとの出し方と注意点」参照)。
- ・回収業者が回収しなかったもの(対象ではないもの)は、各自で持ち帰ってください。

※集団回収とは、ご家庭から出る新聞や雑誌、ダンボールなどの古紙や古着等を自治会などの住民団体の皆様が協力して回収し、資源回収業者へ引き渡すリサイクル活動のことです。




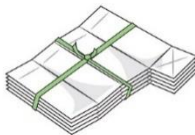

【お問合せ先】

電話 (072)

自治会 担当：

-

回収品目ごとの出し方と注意点

回収品目	〇出し方と〇注意点
雑誌・その他の古紙 (一緒に出す) 【雑誌】 教科書・単行本・週刊誌など 【その他の古紙】 紙箱・紙袋・包装紙など 	〇大きさをそろえて、ひもでしっかり十字にしぼる。 〇ビニール袋ではなく紙袋に入れて、ひもで十字にしぼる(紙袋の持ち手が紙以外のものは取り除く)。 ●紙以外の部分(金具やビニール、プラスチックなど)は素材ごとに分別する。 ●紙箱は開いて平らにする。メモなど小さな古紙は、雑誌への挟み込みも可。
新聞 	〇ひもでしっかり十字にしぼる。 ●紙箱等の古紙やカタログ・雑誌類は、新聞と一緒に出さず、「雑誌・その他の古紙」として分別する。
ダンボール 	〇折りたたんでひもでしっかり十字にしぼる。 ●ガムテープ、宛名ラベルやシールは「生活ごみ」。
紙パック 	〇水でよく洗って乾燥させてから、開いて平らにし、ひもでしっかり十字にしぼる。 ●内側が白い紙のものに限る。内側がアルミコーティングされているものは「生活ごみ」。
古着・古布 	〇透明または半透明のビニール袋に入れる。 ●綿、布団、裁断くず、カーペットなどは「生活ごみ」又は「粗大ごみ」。

●上記は基本的な分類・出し方です。回収業者によって、回収品目や出し方が異なる場合がありますので、詳細は回収業者に確認してください。



堺市からのお願い

●リサイクルできない紙類(禁忌品)は、生活ごみへ

- 〇一見リサイクルできそうな紙類の中には、紙の原料にならない禁忌品があります。禁忌品の混入は、せっかく分別した古紙をリサイクルする妨げとなってしまいます。
- 〇禁忌品は、「生活ごみ」に出してください。

●ダンボール箱の中に古紙を入れて出さないでください

- 〇ダンボール箱の中にダンボール等の古紙を入れて出すと、荷崩れの原因となります。
- 〇テープ等で段ボールにフタをすると中身が確認できず、効率的なりサイクルの妨げに…。



●「新聞」と「雑誌・その他の古紙」は、混ぜずに分けて出しましょう

- 〇新聞に雑誌・その他の古紙や異物が混ざっていると、作業員が手で選別作業を行うこととなります。
- 〇現在、古紙の市場価格は低迷しています。正しい分別と正しい出し方で、効率的なりサイクルにご協力ください。

●「紙ひも」のご利用を

- 〇古紙を出す時は、紙ひもを使うのが最適です。ビニール袋やビニールひもを使うと、ごみが余分に発生すること、手作業でビニール袋やひもを除去するのに手間がかかることなどから、できるだけ紙ひもを使ってください。
- 〇紙ひもは、古紙と一緒に再生されます。

